

# 認 定 書

国住指第 6069 号  
平成 14 年 5 月 31 日

吉野石膏株式会社  
代表取締役社長 須藤永一郎 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第七号及び同法施行令第 107 条第一号（柱：2 時間）の規定に適合するものであることを認める。

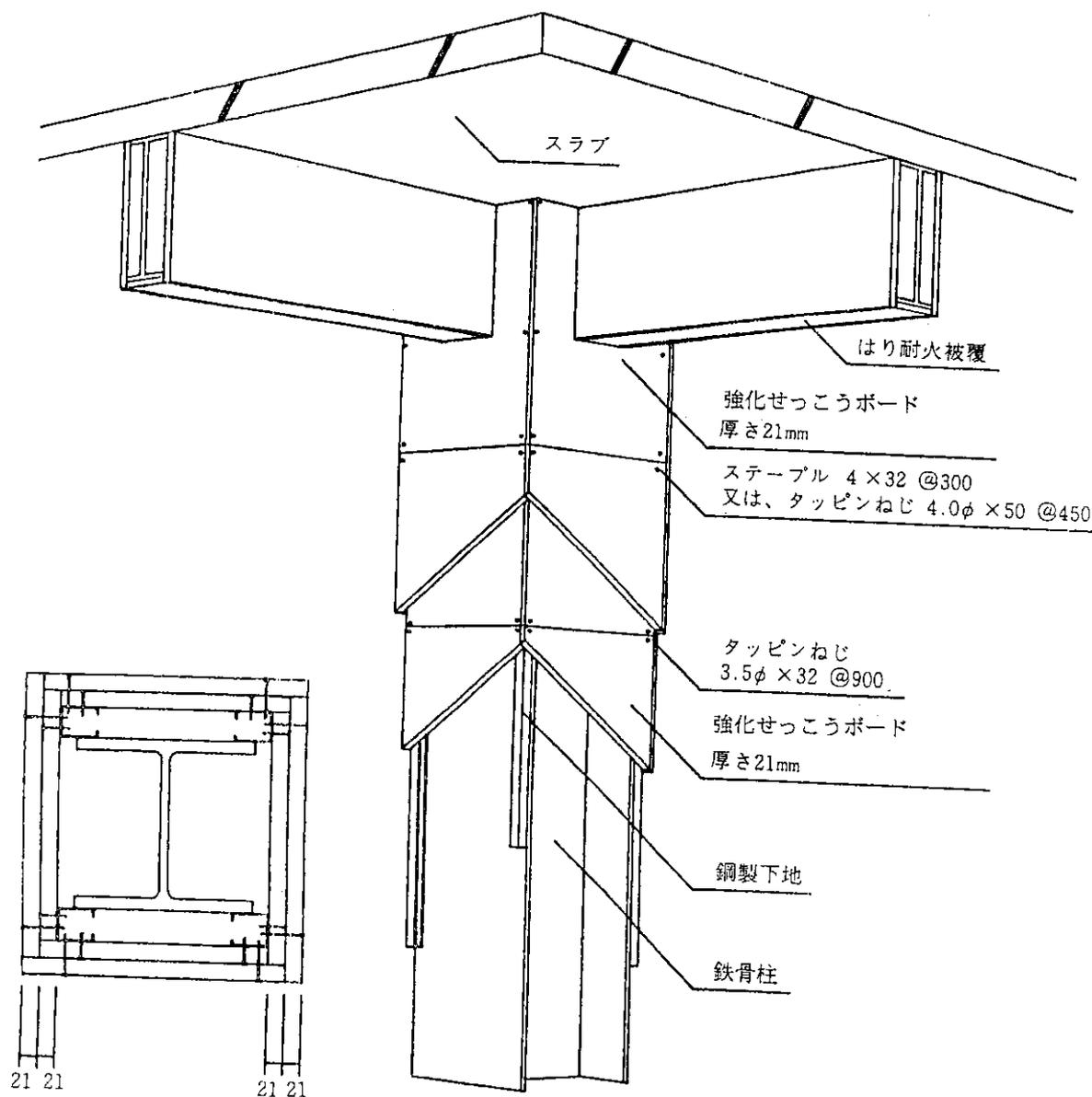
## 記

1. 認定番号  
FP120CN-9063
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称  
強化せっこうボード重張／鉄骨柱
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容  
別添の通り

(別添)

認定番号	FP120CN-9063	認定年月日：平成14年5月31日
品目名	強化せっこうボード重張／鉄骨柱	申請者名：吉野石膏(株) 東京都千代田区丸の内 3-3-1 (新東京ビル内)

1. 部分、耐火性能の区分 柱 2時間耐火
2. 試験機関名 (財)建材試験センター中央試験所 受託番号 依試第49014号
3. 構造説明図 (単位 mm)

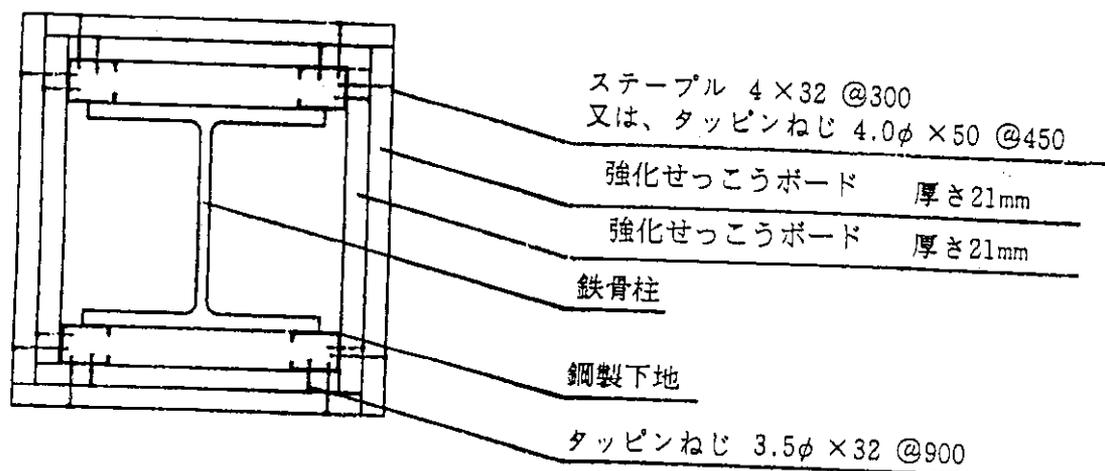


柱断面図

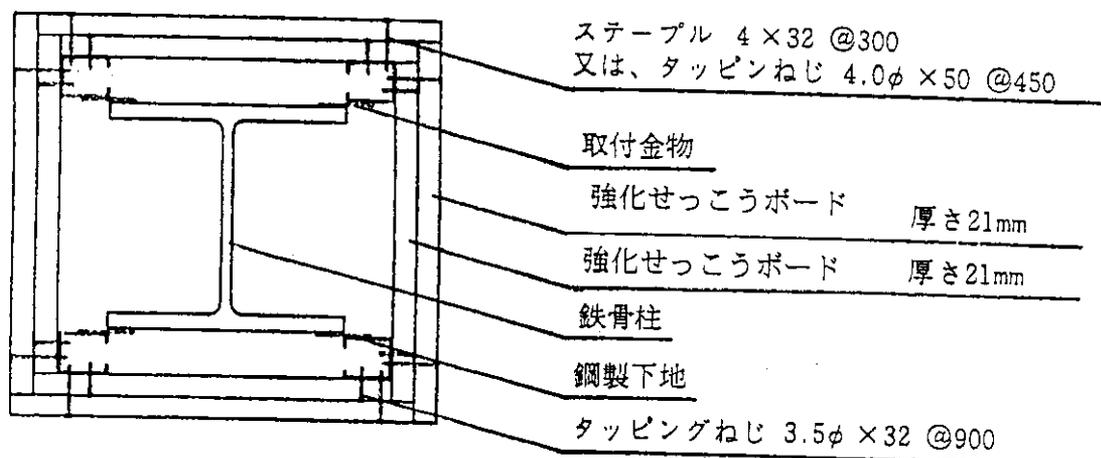
透視図

柱断面図

鋼製下地を鉄骨柱に直接付ける場合



鋼製下地を取付金具を介して付ける場合



#### 4. 材料等説明

##### 4. 1 主構成材料

###### (1) 強化せっこうボード 不燃第1008号

厚さ、寸法

厚さ		21 ± 0.5 mm				
大きさ	最大	1210	$\begin{matrix} +0 \\ -3 \end{matrix}$	mm	× 4500	$\begin{matrix} +3 \\ -0 \end{matrix}$ mm
	標準	606	$\begin{matrix} +0 \\ -3 \end{matrix}$	mm	× 1820	$\begin{matrix} +3 \\ -0 \end{matrix}$ mm

##### 4. 2 副構成材料

###### (1) 鋼製下地

J I S A 6517、G 3302に規定する防錆処理したもの。

□ - 25 × 20 × 0.5 以上

□ - 40 × 45 × 0.5 以上

└ - 25 × 25 × 0.5 以上

□ - 25 × 25 × 0.5 以上

###### (2) 取付金物

J I S A 6517、G 3302に規定する防錆処理したもの。

鉄板 厚さ0.5 以上

ボルト等 5.0 φ 以上

□ - 25 × 20 × 0.5 以上

□ - 40 × 45 × 0.5 以上

└ - 25 × 25 × 0.5 以上

□ - 25 × 25 × 0.5 以上

###### (3) タッピンねじ

J I S B 1122、B 1125に規定する防錆処理したもの。

下張用 3.5 φ × 32 mm 以上

上張用 4.0 φ × 50 mm 以上

###### (4) ステープル：防錆処理したもの。

幅4 mm 以上 × 長さ32 mm 以上

###### (5) 接着剤

J I S A 6914（せっこうボード用目地処理材）に適合するもの又は、同等以上の性能を有するもの。

###### (6) 目地等処理材

J I S A 6914（せっこうボード用目地処理材）に適合するもの又は、同等以上の性能を有するもの。

#### 5. 標準仕様（施工仕様）

##### (1) 墨出し

現場施工図に合せ、所定の位置に墨出しを行う。

##### (2) 鋼製下地の取付け

墨出し線に合わせて鋼製下地を、鉄骨柱に直接又は取付金物を介してボルト又は溶接等にて取付ける。鋼製下地を上下スラブ間で支持する場合は、スラブにランナーを取付けた後、鋼製下地をランナーに取付ける。

(3) 下張強化せっこうボードの取付け

下張強化せっこうボードは、鋼製下地に3.5φ×32mm以上のタッピンねじで間隔900mm以内に固定して取付ける。

(4) 上張強化せっこうボードの取付け

上張強化せっこうボードは、下張強化せっこうボードと目地部が重ならないように割付ける。留付けは、接着剤及び4×32mm以上のステーブルで300mm以内の間隔で行う。

タッピンねじで留付ける場合は4.0φ×50mm以上のタッピンねじを使用し450mm以内の間隔で行う。

(5) 目地部及び取合い部等の処理

目地部及びタッピンねじなどの留付部は、目地等処理材にて平滑に仕上げる。

(6) 表面仕上げ

目地処理等の表面処理終了後、防火上支障のない塗装、クロス張、吹付け等にて仕上げる。

6. 留意事項

(1) せっこうボードは、雨、湿気等の影響を受けないように平坦な場所に保管する。

(2) せっこうボードは、角や接着面に過度の衝撃を与えたり、表面に傷をつけないように運搬、施工する。

7. 付帯条件 なし

8. 注意事項

当該認定書において、「建築基準法の一部を改正する法律」（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法の規定による建設大臣の認定仕様がある場合は、平成14年6月1日以降は「建築基準法の一部を改正する法律」（平成10年法律第100号）による改正後の建築基準法の規定による当該認定仕様に係る国土交通大臣の認定仕様を用いるものとする。